

南相馬市

緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画

概要版

はじめに

平成23年3月11日に発生した地震・津波と、その後の東京電力(株)福島第一原子力発電所における放射能事故により、半年を過ぎても未だに避難生活を続けられている市民の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

国は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安定的な冷却対策が達成できたとして、ステップ1終了における評価をもとに「緊急時避難準備区域」解除の方針を示しました。

解除に当たっては、それぞれの市町村において除染、学校、医療、交通等に関する復旧計画を策定するよう国から求められております。

本市における「緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画」では、市民生活を営むため必要不可欠な事業について、年度内目途に集中的に実施するとともに、国・県に対しても責任を持った対応と支援を強く要望する内容となっております。

今後、これらの実現に向け、積極的に取り組みながら、実施内容を皆様にお伝えし、安心して生活が出来るように努めてまいります。

平成23年9月28日

南相馬市長 桜井勝延

I 住民への周知について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、「緊急時避難準備区域」内に居住する市民のうち市外に避難した方は、最も多い時期には約39,000人にも達し、現在も18,900人の方が避難を余儀なくされています。

また、多くの市民が分散して避難したことにより、避難前に形成されてきた地域のコミュニティ機能は、著しく低下しています。

これに対応するため、

- ・復旧計画に基づく避難市民の帰還計画を策定し、すべての市民に周知して、具体的帰還を円滑に進めます。
- ・市民の帰還を円滑に進めるため、市役所に「帰還のための総合相談窓口」を設置して、市民の不安等の解消に努めます。
- ・地域コミュニティを復活・再生するため、従前の結びつきを確認し合い、今後のあり方を考えるための地域集会を開催します。

II 教育関係

1 小中学校

市内の小学校16校、中学校6校は、30km圏外にある鹿島区の小中学校等を使用して開設しています。ただ、一つの学校に複数の学校が同居している状況もあって狭隘なことから、仮設教室を設置して教育環境の改善に努めています。なお、11月上旬には仮設校舎2棟が完成予定です。

また、8月～9月を除染強化月間とし、鹿島区と緊急時避難準備区域である原町区の全ての小中学校の除染作業を終える予定です。原町区の小中学校については、除染した後に、震災の被害も少なく授業に支障のない学校から校舎の使用を再開します。

①10月中の校舎使用の再開を予定

- ・大甕小学校、原町第一小学校、原町第三小学校
- ・原町第一中学校、原町第二中学校

②震災被害の大きいため、修繕が終了次第使用を再開（12月以降）

- ・高平小学校、太田小学校、原町第二小学校
- ・原町第三中学校

③放射線量が比較的高いことから、除染作業の結果を参考に使用の再開時期を検討

- ・石神第一小学校、石神第二小学校
- ・石神中学校

2 幼稚園・保育所

緊急時避難準備区域では、幼稚園及び保育所の開設が認められていないため、30km圏外の鹿島区において臨時に市立幼稚園3園、市立保育園2園、私立保育園2園（合同）を開園しています。

幼稚園・保育所についても、8～9月に原町区及び鹿島区の除染作業を終える予定です。しかし、5歳児以下の子どもが本市に住んでいる割合は、約2割にとどまっており、約8割の子どもが市外や県外に避難している状況です。緊急時避難準備区域の解除にあわせて、子どもの帰宅の状況、希望園の意向等をふまえ、公立・私立で分担して再開する予定です。

3 県立高等学校

本市に設置されている4校の県立高等学校は、緊急時避難準備区域又は警戒区域にあるため開校できないことから、全ての高校生が県内のサテライト高校へ通学または県内や県外の高校へ転校しています。

なお、平成24年度の県立高等学校の入試情報が少なく、生徒や保護者の不安が大きいことから、募集定員を含めた募集要項を早期に提示するよう、県へ強く要望します。

4 学校法人松韻学園「松栄高校」

本校は、緊急時避難準備区域に指定されているため、生徒の安全を考慮し、休校している状況であり、生徒のうち約4割はこの学校法人が運営する兄弟校（福島市）に編入しましたが、他の生徒は県外の高校や県内の公立高校に転校しています。

なお、来年度の募集については、見送る方針とのことです。

5 福島県立テクノアカデミー浜

本校は、緊急時避難準備区域に指定されているため、機能を郡山校と会津校へ移転しています。

学生募集については、例年通り行い、来年度は南相馬市で授業をする予定とのことです。

III 健康・福祉関係

1 医療関係施設

1) 病院関係

緊急時避難準備区域内には、5病院が開設しています。ただ、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、多くの医療スタッフは、市外・県外へ避難しているため、全ての病院で医療スタッフ不足に陥っており、医療存続が危ぶまれ

る状況にあります。

常勤医療スタッフ数（5病院の合計）

（震災前 924人）⇒（8月1日現在 339人）

今後、緊急時避難準備区域が解除された場合、5病院のうち4病院については、医療スタッフ数に応じた病床数で再開する見込みですが、残り1病院については、常勤医師の確保が難しく、当面は入院を見送る方向です。

2) 診療所

緊急時避難準備区域内の29診療所のうち、現在24診療所が診療を行っており、5診療所が休診しています。震災前に比べ、医師数はほとんど変動ありませんが、看護師数は、震災前に比べ2割減少しています。

なお、休診の状態にある5診療所は、緊急時避難準備区域解除後も引き続き休診する見込みです。

3) 地域医療再生に向けた検討体制

市では、地元医師会代表者、市内病院院长等を構成委員とする「南相馬市地域医療在り方検討委員会」を設置し、原子力発電所事故によって崩壊の状態にある本市医療の再生に向けた検討を開始しました。

4) 今後の対応

国、県に対して、原子力発電所事故の被災地域へ国の責任で医療スタッフの派遣を行うこと、全市民を対象に継続的な被曝検査と健康管理を行うこと、そして本市に被曝検査体制の拠点を整備することを要望します。

2 福祉関係施設

1) 高齢者福祉施設

緊急時避難準備区域内の施設について、居宅介護施設はほぼ事業を再開し、通常のサービス提供を行っています。一方、入所施設についてはすべて閉所中で、緊急時避難準備区域の解除待ちの状態となっています。

震災により大きな被害を受け、再開の見通しが立っていない事業所や再開にあたって資金的な問題がある事業所もあり、入所施設については受入可能な定員数が震災前の状況に早急に回復することは困難な状況です。

介護福祉施設においては、看護職員及び介護職員数が震災以前に比べて大幅に不足しています。看護・介護スタッフの確保は、市又は民間事業者のみで解決できるものではないことから、原子力政策の責任者である国が責任を持って、不足している看護・介護職員を確保するよう要請します。

2) 障がい者施設

東日本大震災の発生以降、市内の障がい児者施設については、一時休止、一時

避難した施設が多かったものの、緊急時避難準備区域の通所施設については、県外に避難している施設を除いて開所している状況です。

緊急時避難準備区域内の入所施設については、緊急時避難準備区域の解除後に再開することになっています。

IV インフラ関係

1 上水道

緊急時避難準備区域内における上水道については、沿岸部の津波被害（家屋全壊被害）地区を除き、水道は復旧し配水されています。

津波被害を受け給水できない地区は、復興計画との整合を図りつつ水道復旧を図ることとなります。

2 下水道

緊急時避難準備区域内における下水道については、北泉地区特環処理場及び農業集落排水南部地区処理場が津波により被災し稼動できない状況ですが、それ以外の下水道施設は通常稼動しています。

なお、下水処理過程で発生する放射性物質を含む汚泥については、処理処分方針が決まらないため、下水処理場内での保管が限界を超える見込みとなっています。国に対して、保管施設の基準の明確化と、保管施設の増設に必要な財政支援を要請します。

3 工業用水道

工業用水道については、原町区金沢地内等において津波により水管橋が流失または損傷しているため、現在、契約供給先のうち1社に給水できないものの、他のユーザーへは給水再開或いは給水可能な状況です。

今後、被災箇所の災害復旧工事を実施し、11月中の給水再開を図ります。

V 除染関係

「南相馬市放射性物質除染方針」、「放射性物質除染マニュアル」を作成し、除染対象施設を市内全ての施設とし、公共施設の除染の優先順位を定めました。農地、森林及び河川等については、国の除染方針が明確になった時点で追加することにしています。

公共施設の除染については、実施計画である「除染カレンダー」を作成し、8月9月を除染強化月間として、小中学校、幼稚園、保育園、通学路、公園等の計画的除染活動を行っております。

さらに、放射能に対する正確な知識を得ていただくよう定期的に住民説明会を開催しています。

なお、国に対する要望事項は、次のとおりです。

① 恒久的なモニタリングの実施

放射線量に関する安全基準を示すとともに、将来にわたり詳細な「空間、土壤、水道、井戸水、河川水、河川底泥、海水、海泥等」の定期的なモニタリングを実施し、結果の公表を行うこと。

② 個人住宅、農地、森林等の除染

個人住宅、事務所等の除染については、放射性物質災害の原因者と責任者である東京電力(株)と国が責任を持って早急に実施すること。また、山林、農地、河川等の除染方針を定め、同様に除染作業を行うこと。

③ 除染計画の作成

放射線量の高低に関わらず、国の責任で、汚染地域全体の除染計画を作成し対応すること。

④ 汚染物質の処分

除染作業をして発生した放射性物質に汚染された土壤等は、敷地内へ一時保管することとしているが、住民の大きな不安となっているため、汚染物質の最終処分方針を早急に示すこと。

⑤ 空間線量率計の配布

自宅の空間線量を把握できない家庭が多く、市民の不安を払拭できない状況にあることから、全世帯へ空間線量率計を配布すること。

VI 公共交通機関

1 JR常磐線について

JR常磐線は東日本大震災の津波により現在、亘理駅～久ノ浜駅間が不通となつていて、亘理駅～原ノ町駅間はJR東日本による代行バスの運行により、仙台方面への市民の足の確保を行っています。

このため、亘理駅～原ノ町駅間の早期復旧をはじめ、代行バスの増便及びスピードアップ、また、原ノ町駅～久ノ浜駅間についても、警戒区域の解除後速やかに交通の確保が図られるよう、国及びJR東日本に強く要望しています。

2 路線バスについて

現在市内の路線バスは鹿島区の2路線と相馬～原町間を結ぶ2路線が運行していますが、原町区内の9路線と原町～川俣間は運休しています。

今後、緊急時避難準備区域の解除に伴う原町区内の小学校の開校に併せて、バス事業者と協議をした上で、効率的な路線バスの運行再開をしていきます。

3 直通バスの運行について

現在、福島～原町間（相馬経由）往復6便、仙台～原町間往復1便が臨時運行しています。また、東京への直通バスは往復1便、新地～東京駅間を運行しています。

今後、緊急時避難準備区域の解除にあわせて、福島～南相馬間及び東京～南相馬間の直通バスの運行や仙台～原町間の直通バスの増便について、県及び国の責任でバス事業者へ働きかけるよう要望します。

4 高速道路について

常磐自動車道の工事は、5月中旬から警戒区域を除く箇所で再開し、災害箇所の復旧を行いながら徐々に進捗しています。しかし、警戒区域内で着手できない状況が続いているため、常磐富岡IC～相馬IC（47km）の平成23年度全線開通は厳しい状況にあります。なお、南相馬IC～相馬IC（14km）は平成23年度、相馬IC～山元IC（9km）は平成26年度開通を目指し順次工事が進められているところです。

6 国道について

国道6号は、本市以南の通行が不能となっているため、警戒区域が解除となつた場合は、国の責任で、速やかに通行の確保が図られるよう、要望します。

7 県道について（主要地方道原町川俣線）

福島市と本市を結ぶ唯一の幹線道路としての主要地方道原町川俣線は、緊急時の避難道路、復旧・復興のための物流連絡道路として重要性が増しています。本路線の中でも、交通難所である八木沢峠のトンネル化は最重要課題であり、調査設計の早期完了と一刻も早い工事着手を県及び国に要望します。

VII 住宅関係

1 応急仮設住宅

応急仮設住宅のうち現在までに完成し、入居を開始したものは、市営住宅等の活用を含め2,000戸です。しかし、まだ入居できない世帯があるため、鹿島区内に建設を進めていますが、鹿島区内での建設用地の確保は、難しい状況になっています。また、民間借上住宅は、3,635件について順次入居を行っています。

緊急避難準備区域の解除後、市外から帰還する世帯が相当数見込まれることから、不足する仮設住宅の建設については、原町区内に用地を確保して対応していきます。

2 災害公営住宅

地震、津波により全壊及び大規模半壊の被害を受けた世帯は、仮設住宅や借上住宅に順次入居しています。しかし、仮設住宅は入居期間が限られていることから、住宅再建がむずかしい高齢者世帯等において災害公営住宅への入居希望があるため、早期に建設戸数の把握と用地の確保を図っていきます。

VIII 産業関係

1 農林水産業

地震に伴う津波により、市の沿岸部農用地と農地・農業用施設が甚大な被害を受け、また、市内唯一の真野川漁港は、漁船の流失、漁港、加工場が壊滅状態になりました。

- ・津波浸水した農地 面積 2,722ヘクタール
- ・除染すべき農地 面積 8,400ヘクタール
- ・除染すべき森林 面積 21,947ヘクタール

津波被害を受けた農地及び農業用施設の復旧は、本年12月から概ね3ヵ年を予定しています。また、排水機場及び機場関連施設の復旧は、10月まで応急工事を行い、平成24年6月までに本復旧をします。

ただし、警戒区域内にある施設については、警戒区域が解除された後に復旧工事に着手します。

次に、放射能汚染の対策として、土壤、農業用水、農産物の基礎的な検査を行うため、本市独自に「放射線測定センター」を設置し、民間の専門家指導のもとに安心・安全な農産物生産を推進します。

農地・森林の除染については、国の除染方針が定められた時点で対応することとし、それまでの間、放射線量のモニタリングを行います。

2 商工業、サービス業

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、地域内の様々な事業活動が大打撃を受け、風評被害もあいまって、多くの事業所の操業再開が遅延するなど、非常に厳しい状況となっています。

このため、市内事業者に対する再開に必要な費用の補助や原子力災害に係る被害補償、事業資金需要に応えるための支援制度を国に要望していきます。

3 地域就労

地域の事業所等においては休業や廃業が増加し、失業状態となっている被災者が多数発生している状況となっています。このため、緊急的な地域雇用の創出に努めるとともに、長期的な雇用に結びつけるための施策に取り組むことで、地域

の就職希望者を就職に導き、復興への活力を増強していきます。

IX 民間サービス関係

市民生活に密着した民間サービスの状況として、小売店については多くの店舗が再開し、中でも、運送、郵便、金融、ガソリン販売については、ほぼ全てが再開している状況です。また、大型のホームセンターや家電量販店、洋服店、携帯電話取扱店などの大手サプライチェーン関係も徐々に再開しつつあります。

今後、市民の生活利便性の向上と市内経済の活性化を喚起するために、事業を再開した店舗等の業務状況を訪問調査し、店舗等の復興を推進するまでの要望事項を確認します。また、事業再開や支援制度の相談窓口を設置します。

(事務担当 市長公室)

緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画の取り組みに関するロードマップ(工程表)について

対策項目	取り組み内容	工程表											
		H23年度			H24年度			H25年度			H26年度		
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
I 住民への周知について	■帰還計画の策定												
	■帰還のための総合窓口の設置												
	■地域集会の開催												
II 教育関係	■学校施設の除染												
	■学校の再開												
	■幼稚園・保育所施設の除染												
III 健康・福祉関係	■幼稚園・保育所の再開												
	■平成24年度の県立高校募集要項の提示												
	■テクノアカデミー浜の再開												
IV インフラ関係	■南相馬市地域医療の在り方検討委員会の設置及び検討												
	■医療スタッフの派遣、全市民の被曝検査などの要請												
	■急性期医療の確保												
	■看護・介護スタッフの確保を要請												
	■福祉施設の業務再開												
	■障がい者施設の業務再開												
	■上水道の復旧												
	■沿岸部の津波被害地区												
	■汚泥の保管施設の増設												
	■被災箇所の復旧工事												

対策項目	取り組み内容	工程表											
		H23年度				H24年度				H25年度			
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
V 除染関係	■除染カレンダーに基づく除染実施 ・小中学校、幼稚園、保育園等	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■住民説明会の開催	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↑
	■恒久的なモニタリングの実施	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■個人住宅、農地、森林等の除染	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	■汚染物質の最終処分方針の提示	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
VI 公共交通機関	■直理駅～原ノ町駅間の早期復旧	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	J R ■磐城太田駅～広野駅間の交通確保	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	高速道路 ■相馬、山元間の早期開通 ・常磐道(相馬IC～山元IC)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	R ■南相馬、相馬間の早期開通 ・常磐道(南相馬IC～相馬IC)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	国道 ■国道6号の通行確保 ・原ノ町区以南の警戒区域	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
VII 住宅関係	県道 ■主要地方道原町川俣線 ・八木沢峠のトンネル化	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■応急仮設住宅の入居	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■民間借上住宅の入居	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■応急仮設住宅の建設用地の確保	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■災害公営住宅の建設	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
VIII 産業関係	農林水産業 ■農地・農業用施設の復旧工事	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■排水機場の復旧工事	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■放射線測定センターの設置	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	商工業 ■農地等のモニタリング、除染 口の設置	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■事業再開や支援制度に関する相談窓口の設置	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
IX 民間サービス関係	■被災失業者の地域就職支援	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	■事業再開や支援制度に関する相談窓口の設置	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑